

講義名	対2)民法B			授業形態	
担当教員	八木 雅史	開講期・曜日・時限	前期 火曜日 2時限		
		単位数	2	履修開始年次	2年生

主題と概要

他者との「約束は守られるはずだ」と私たちは期待する。が、かかる期待はおかしいか？取引の世界では約束が守られる「結果」としてはじめて私達が必要とする他人の労務（サービス）や財貨が現実になるものとなるのです。それゆえお互いの約束が信用でき、たとえ裏切られた場合でもその期待が何らかの方法で保証されると知ることにより安心して取引に参加することができるはず。またこのように全ての人が安心して取引できることが国全体の経済発展の必須の基礎でもあるのです。

取引の安全を確保することが私たちの暮らしにつながることを民法は「約束は守られなければならない」と定めています。すなわちこれが契約法なのです。その本質を知ることはひとから信頼される社会人であるために、また有能な経済人となるために当然に必要なことでもあります。本授業の到達目標でもあります。

到達目標

- 各種契約により発生する契約当事者間の権利義務（債権債務）を学ぶことにより、自ら契約違反を犯すことを防ぎ、相手が契約違反をした場合にとるべき行動が判断できるようになる。
- 日常生活やビジネスにおいて各種契約を締結する際には、どのような項目をあらかじめ検討しておくことでどのようなリスク回避ができるかを判断できるようになる。
- 他人との間で物の購入や販売あるいは金銭等の貸し借りを行った時、他人から様々なサービスを受けようとする場合にどのような契約を利用することが適切なかを判断できるようになる。
- 他人との間で契約が成立しているのかわからないのかを判断できるようになることにより、自らが法的に当該他人から不当に自由のなにかどうかを知ることができるようになる。

提出課題

講義だけでは不足する知識の補充とその応用力を養成するために複数回のレポート課題を期間中に課することになる（RYUKA Portalのレポート課題欄にて提示）。単なる耳学問とならないためにもがんばって自分の頭で考えることを通して「生きた法」を学び、人生の財産となるような授業にしてほしい。

課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバックの方法

各回のレポ、ト提出期限後、教室で、およびRYUKA Portalの講義連絡欄での配布資料としてレポート課題についての解答例を配付することとしているので、各自それを受け取ったうえで、自分が提出したレポートと比較することで、法学的なレポートの書き方や講義内容の理解の向上につなげるように努力してください。

評価の基準

本授業では、期間中に2回ほどレポートの提出を課します（RYUKA Portalのレポート課題欄にて提示）。内容は、それまでの授業で学んだ民法に関する知識を使って、身近に生じる紛争の法的に適切な解決を考へてもらふ事例問題とするつもりです。提出されたレポートの総合評価（30点）と期末の筆記テストの点数（70点）の合計により成績を付けます。また出席も重視するので、欠席が多い場合は単位取得が認められないことに注意すること。

なお大学の授業運営方針がプランBに移行した場合には、対面2)クラスではオンデマンド授業での実施に変更するが、その場合でも成績評価については計画通りに期末試験（筆記）を実施する予定です。

履修にあたっての注意・助言他

後掲の授業計画の記載の中で、各回の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているの、毎回の受講前には必ず目を通してください。また、毎回授業の終了後は、授業で使ったレジュメと自分のノートを見直し、記憶の新しい内に復習をしておくこと。

また本授業ができたと思ふまで、時間をかけて十分に自ら学習すること。

また本授業（財産権）は、民法Aと民法Bを合わせてはじめて完全なものとなる。事前または事後に民法Aの授業を履修することを期待する。

なお履修登録者数が多人数になった場合や学期中に大学の授業運営方針がプランBに移行した場合には、対面2)の履修者にはオンデマンドでの授業を提供する予定であることを留意しておいてください。

授業開始の前日に次の事案で課のトレーニングを。
「AはBが所有する家屋を購入する契約を結んだが、引渡までの間にBのいがかげんな管理のせいで当該家屋が火災で焼損した。AはBに対してどのようなことを要求できるか。」
「AはBから高価な時計を買ったが先に代金を支払えと言ったなかか時計を引渡してくれない。Aはどうすればよいか。」

教科書

.民法入門（第2版）.	生田敬康・畑中久彌・道山治延・袁輪清博・柳素子	法律文化社	2200	9784589041678
-------------	-------------------------	-------	------	---------------

参考図書

.ユーリカ民法3 債権総論・契約総論.	田井監 上田綱	法律文化社	2970	9784589303947
.コア・テキスト民法 債権総論（第2版）.	平野裕之	新世社	2640	9784883842605
.コア・テキスト民法 契約法（第2版）.	平野裕之	新世社	2750	9784883842612

その他

毎回授業開始時に、当日の授業内容についてのレジュメを配布し、レジュメに沿って授業を行う。

授業計画

- 『契約自由の原則』（T.7p - 122p - 128p）
（契約法が必要なの）
- 約定債務と法定債務（T.80p - 82p）
（売主の購入人を作らず）
- 申込みと承諾（T.124p - 129p - 131p）
（契約が成立するのはいいつ）
- 債権譲渡の原則（T.91p - 92p）
（あなたは私が運んだ人だから）
- 債務（債権）の種類（T.83p - 86p）
- 債務（債権）の種類（T.83p - 86p）
（あなたに何をすべきなの？）
- 請求力、給付保持力、請求力（T.87p）
（債権者の力）
- 強制履行力（T.87p - 88p）
（債権者の力）
- 責任追及力（T.98p）
（債権者の力）
- 双契約での差遣関係（T.132p - 135p）
（あちらとこちら）
- 弁済（T.117p - 118p）
（弁済すれば債務は消える？）
- 弁済
（誰が債権者？債務者？）
- 相殺と債権譲渡（T.112p - 115p、119p - 121p）
（債権の回収方法あれこれ）
- 債務不履行の効果（T.88p - 95p）
（約束を破れば損害賠償！）
- 契約終了（T.133p）
（いつか終わりはやって来る）

授業形態（アクティブ・ラーニング）

ア：PBL（課題解決型学習）	イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート	エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション	カ：実習、フィールドワーク
キ：その他（A-L型であるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合）	

準備学習（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

本シラバスの授業計画記載の中で、各回の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているの、毎回の受講の前には十分に時間をかけて必ず目を通してください。（予習として2時間）
また、毎回授業の終了後は、授業で使ったレジュメや教科書と自分のノートを見直し、記憶の新しい内に復習をしておくこと。自分で理解ができたと思ふまで、十分に時間をかけて自己学習をすること。（復習として2時間）

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

- 法学部経営学科の卒業認定・学位授与の方針（各コース共通）
各業界の動向や問題点を理解するための基礎知識を身につけるためには、各業界で実際に利用されている契約の種類とその問題点を知っておく必要があり、本授業の到達目標が関連する。
- 経済学部経済学科の卒業認定・学位授与の方針（各コース共通）
現代社会の問題点を幅広い観点から考察し、課題を提案することができる。ためには、日常生活やビジネス上の様々な人間関係の形成や物・サービスの供給・確保のための手段として不可欠な諸契約に関する基礎知識を学んでおく必要がある。
- 経済学部経済情報学科の卒業認定・学位授与の方針（各コース共通）
「経済に関する十分な知識・・・を身に付け」ためには、個々の経済活動を構成する人間関係の形成や物・サービスの供給・確保のための手段として不可欠な諸契約に関する基礎知識を学んでおく必要があるの、本授業の到達目標が貢献する。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

備考

本授業についての授業運営方法等の急を要する変更がある場合には、RYUKA Portalの講義連絡を通じて案内を出すので、日ごろから注意をしておいてください。